

様式第1号

介護労働者設備等整備モデル奨励金導入・運用計画(変更)書

介護労働者設備等整備モデル奨励金導入・運用計画(変更)書の認定を受けたいので以下のとおり申請します。

平成 年 月 日

労働局長 殿

事業主 住所 〒
又は 名称
代理人 氏名

印

代理人が申請する場合は、上欄に代理人の記名押印等を、下欄に介護労働者設備等整備モデル奨励金の支給に係る事業主(計画者)の住所、名称及び氏名の記入(押印不要)を、社会保険労務士法施行規則第16条第2項に規定する提出代行者又は同令第16条の3に規定する事務代理者たる社会保険労務士が申請する場合は、上欄に事業主(計画者)の記名押印等を、下欄に社会保険労務士の記名押印等をして下さい。

事業主又は 住所 〒
社会保険労務士 名称
(提出代行者・事務代理者) 氏名 印

計 画 者	(1) 事業主の主たる事業所の 雇用保険適用事業所番号	-		(2) 資本額又 は出資総額	千円		
	(3) 雇用保険の 一般被保険者数	イ 本書提出日の被保険者数 ロ 計画期間初日の6ヵ月前の日からの離職被保険者数		人 人			
	(4) 主たる事業			(5) 設立年月日 明・大・昭・平 年 月 日			
	(6) 現在行っている介護事業の 内容について記載して下さい。						
	(7) 導入・運用計画期間	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日					
	受 給 予 定 額 等	(1) 過去3年以内に奨励金の支給を受けたことの有無(無 · 有(有の場合は次のイ~ハを記入))					
		イ 介護労働者設備等整備モデル奨励金受給済額	円				
ロ 直近の支給決定日		平成 年 月 日					
ハ 介護労働者設備等整備モデル奨励金受給限度額(250万~イの額)		円					
(2) 導入・運用に係る対象経費見込額(イ+ロ+ハ+ニ)							
イ 介護福祉機器の購入又は賃借に要する費用見込額 (様式第1号別紙1のとおり)		円					
ロ 介護福祉機器の設備の導入に付随する工事費見込額 (様式第1号別紙2のとおり)		円					
ハ 保守契約の費用見込額 (様式第1号別紙2のとおり)	円						
ニ 介護福祉機器の使用を徹底するための研修に要する費用見込額 (様式第1号別紙3のとおり)	円						
(3) 受給予定基準額((2)の額×1/2)(250万を超える時は250万と記入)							
(4) 受給予定額((3)の額が(1)ハの額を超える時は(1)ハの金額を記入)							
(3) 国・地方公共団体等からの補助金等受給の有無		有() · 無					
(4) 過去3年以内に偽りその他不正の行為により、雇用保険法第4章の規定により支 給される給付金の支給を受け、又は受けようとしたことの有無		有 · 無					
⑤申請書作成担当者職氏名		電話番号					
社会保険労務士記載欄		作成年月日、提出代行・事務代理者の表示		氏名		電話番号	
※処理欄	受理年月日	平成 年 月 日		認定年月日	平成 年 月 日		
	認定金額	円		認定番号			
	備考						
※決裁欄		局長	部長	課長	課長補佐	係長	担当

様式第1号（注意書き）

（提出上の注意）

- 1 この用紙を計画の認定のために使用する場合は、標題中「(変更)」を抹消して下さい。また、変更申請の場合は、標題の(変更)を○で囲んで下さい。
- 2 この計画書は、事業主（企業単位）の主たる事業所（通常、本社となります。）の所在地を業務担当区域とする都道府県労働局職業安定部に提出して下さい。なお、その労働局の管轄下にある公共職業安定所（ハローワーク）に提出できる場合がありますので、管轄労働局にお問い合わせ下さい。
- 3 この計画書は、別紙と共に最初に介護福祉機器を導入する月の初日の1ヶ月前までに提出して下さい。
- 4 計画者欄に計画者の名称（法人の場合は法人名）、代表者氏名を記入して下さい。
- 5 この計画書を提出する場合は、次の書類を添付して下さい。
 - (1)都道府県知事が発行する介護保険法第46条第1項に規定する介護保険の指定事業者としての指定通知書又はその写し、登記事項証明書等、介護関係業務の事業を行っている事業主であること確認するための書類
 - (2)「介護労働者設備等整備モデル奨励金介護福祉機器設置・整備申告書（様式第2号）」
 - (3)「介護労働者雇用管理責任者」の選任を書面によりしている場合は、その書面（写）
 - (4)導入する介護福祉機器を確認することのできるカタログ、価格表、見積書等（写）
 - (5)導入・運用計画書の提出日の6ヶ月前の日から導入・運用計画書の提出日までの間に申請事業主が雇用しなくなった雇用保険一般被保険者の氏名、離職年月日、離職理由等が明らかにされた労働者名簿等（写）
 - (6)職員へのアンケート調査等導入効果の把握に要する書類（他の書類で確認できる場合は除く。）
 - (7)総勘定元帳その他管轄労働局長が必要と認める書類
- 6 導入機器・整備内容等、当該計画の内容に変更が生じるときは、変更を申請しなければなりません。変更の際は、この用紙を計画変更書として使用します。詳細な手続、記入方法については、あらかじめ労働局にお問合せ下さい。変更の申請は、変更が生じる2週間前までに申請していただくことが必要です。なお、変更の申請がなされず、認定された計画との違いがある場合、支給決定されないことがあります。
- 7 その他、この計画について労働局が立ち入り検査等を行うことがありますので、ご協力下さい。
- 8 支給申請するときは、必要な書類の整備又は提出をしていただきます。

（記入上の注意）

- 1 ①-(1)欄で雇用保険適用事業所設置の届出をしていない計画者については、当該届出後遅滞なく都道府県労働局あて事業所番号を届け出て下さい。
- 2 ①-(3)イ欄には、この計画書提出日における計画者に係るすべての事業所（導入事業所のみではない。）に雇用される雇用保険の一般被保険者（短時間労働者である一般被保険者を含みます。）の数を記入して下さい。
①-(4)ロ欄には、申請者に係るすべての事業所（導入事業所のみではない。）を離職した雇用保険の一般被保険者の数を記入して下さい。※短時間労働者である一般被保険者とは、週当たりの労働時間が20時間以上30時間未満（30時間以上の場合は、短時間労働者ではない一般被保険者となります。）であって、1年以上引き続き雇用されることが見込まれる者をいいます。
- 3 ①-(4)欄には、現在の事業のうち主たるもの記入して下さい。（介護関係事業の場合はその業種すべてを挙げて下さい。）
- 4 ①-(7)欄には、導入・運用計画の期間（最初に介護福祉機器を導入する月の初日を起算日とする3ヶ月以上1年以内の期間）を記載して下さい。なお、この期間内に導入・運用・機器の支払いが完了する必要があります。当該計画期間を超える賃借や分割払による支払いのため、期間内に支払いが完了しない場合は、計画期間内の最後の支払いをもって支払いが完了したものとみなします。
- 5 ②-(1)欄について、過去3年以内に奨励金の支給を受けたことがある場合は、有に○をつけ、イに過去の受給額、ロに直近の支給決定日、ハに受給限度額（本奨励金の上限額である250万から受給済額を引いた額）を記載して下さい。
- 6 ②-(2)欄について、今回の対象経費見込額を記載して下さい。また、イからニに経費の内訳を記載して下さい。各内訳の詳細については、様式第1号の別紙に記載し、様式第1号とともに提出して下さい。
- 7 ②-(3)欄について、(2)の支給対象経費見込額に1/2をかけた額を記載して下さい。（1円未満切り捨て）なお、1/2をかけた額が250万を超える場合は、本奨励金の上限額である250万を記入して下さい。
- 8 ②-(4)欄について、(3)の額が(1)のハの受給限度額を超える場合は、受給限度額を、受給限度額より少ないと場合は(3)の額を記載して下さい。
- 9 この計画書の提出日において、国・地方公共団体、特別の法律に基づいて設立された法人等からの補助金、助成金等を受給している（予定を含む。）場合は、この助成金等の支給対象とならない場合があります。③欄には、受給の有無及び受給している（予定を含む。）補助金等のすべてについてその名称を記入して下さい。（書ききれない場合は別紙に記入して、添付して下さい。）
- 10 ④欄には、過去3年以内に偽りその他不正の行為により、雇用保険法第4章の規定により支給される給付金の支給を受け、又は受けようとしたことの有無を記入して下さい。
- 11 ⑤欄には、この計画書の作成担当者を記入して下さい。労働局から記載内容について問い合わせることがありますので内容を了解している者として下さい。

（書類等の保管）

奨励金の支給を受けた事業主は、奨励金の申請に当たって提出した書類等について、当該奨励金等の最後の支給日の属する年度から起算して5年間整理保管することとされています。また、これらの書類等について都道府県労働局より提示、提出を求められたときは、速やかに提示又は提出下さい。この求めに応じていただけない場合、雇用保険法又は介護労働者の雇用管理の改善等に関する法律の規定に基づき罰せられることがあります。

（奨励金の支給を受けるためには、以下のようないわゆる条件が定められています。この他の条件等の詳細については、労働局担当係にお問い合わせ下さい。）

- (1)導入・運用計画書の提出日の6ヶ月前の日から支給申請書の提出日までの間（以下「基準期間」という。）において、事業主が雇用する被保険者（短期雇用特例被保険者及び日雇労働被保険者を除く。）を解雇等事業主都合で離職させた事業主でないこと。
- (2)基準期間において、3人を超え、かつ、雇用保険被保険者数の6%に相当する数を超えた特定受給資格

者となる離職を出した事業主でないこと。

- (3)奨励金の支給を行う際に、導入事業所において成立する保険関係で、前々年度より前の年度に係る労働保険徴収法第19条第1項第1号の一般被保険料の滞納がないこと。
- (4)過去3年以内に偽りその他不正行為により、雇用保険法第4章の規定により支給される給付金の支給を受け、又は受けようとした事業主でないこと。
- (5)過去に、支給を受けた奨励金の累計額が、上限額(250万円)に到達した場合は、当該奨励金に係る管轄労働局長が行った最後の支給決定をした日の翌日から起算して3年を経過していること。ただし、奨励金の上限額に到達するまでは、当該支給決定後の期間に関わらず、申請を行うことができる。
- (6)労働関係法令を遵守していること。

様式第1号 別紙1
介護労働者設備等整備モデル奨励金導入・運用計画対象経費内訳書【計画提出時】
(枚中 枚目)

平成 年 月 日

介護福祉機器を導入する事業所は以下になります。

申請事業主名称

① 導 入 に 係 る 事 業 所	(1) 名称		(2) 事業内容						
	(3) 所在地 (〒)		(TEL)						
	(4) 雇用保険適用事業所番号								
	(5) 事業所の代表者の役職及び氏名								
	(6) 当該事業所の被保険者数		人	(7) 介護関係業務に携わっている者		人			
	(8) 当該事業所の利用者数		人						
	(9) 介護雇用管理責任者氏名		(10) 周知方法						
	(11) 当該事業所の現状・課題								
	(1) 介護福祉機器を購入する場合								
	a. 品目	b. 見積単価	c. 台数	d. 支払予定額	e. 支払先	f. 支払方法	g. 導入予定日		
	(2) 介護福祉機器を賃借する場合								
a. 品目	b. 賃借料	c. 台数	d. 支払予定額/月分	e. 賃借先	f. 賃借予定期間				
イ. 支払予定額合計 円									

様式第1号 別紙2

	a. 工事費見込額及びその積算	b. 施工业者	c. 工事予定期間
③ 工 事 費			
ロ. 工事費見込額の合計 円			
II ④ 保 守 契 約 料	a. 保守契約の締結を行う機器	b. 契約料	c. 契約先
ハ. 保守契約料(予定期)合計 円			
保守契約を締結しない場合のメンテナンスの方法・内容について			

	a. スケジュール	b. 研修名・内容	c. 費用及び積算	d. 研修の実施団体名
⑤ 使 用 の 徹 底 を 図 る た め の 研 修				

二 研修費見込額 円

合計額(イ十ロ+ハ+ニ) 円

⑥ 導入機器の使用方法等を職場内に伝達するためのシステムの構築について

*システムの構築については、実施していただくことが必要(要件の1つ)ですが、その費用については、支給対象経費とはなりません。

様式第1号 別紙4

⑦ 腰痛予防の講習等の内容、受講人数、実施団体名、スケジュール等

13 ※腰痛予防の講習等については、実施していただくことが必要（要件の1つ）ですが、その費用については、
支給対象経費とはなりません。

⑧ 導入効果を把握するための具体的な実施方法、内容、スケジュール、留意点等

※導入効果の把握については、実施していただくことが必要（要件の1つ）ですが、その費用については、
支給対象経費とはなりません。

様式第1号別紙（注意書き）

（記入上の注意）別紙については、導入事業所ごとに内容を記載し、様式第1号とともにご提出下さい。

- 1 ①には、介護福祉機器を実際に導入する事業所の名称、事業内容、所在地、雇用保険適用事業所番号、代表者役職及び氏名、雇用保険一般被保険者数、雇用保険一般被保険者数のうち実際に介護関係業務に携わっている者の数、当該事業所の利用者数、介護雇用管理責任者の氏名（又は選任年月日）、介護雇用管理責任者の事業所内での周知方法及び介護福祉機器を導入することに至った背景として当該事業所の現状や課題を記入して下さい。
- 2 ②については、介護福祉機器の費用等を記載して下さい。なお、本奨励金の対象となる介護福祉機器の範囲は以下のとおりです。

（1）移動用リフト

なお、移動用リフトの導入時に、当該移動用リフトの稼働に必要なものとして、同時に購入等した吊り具（スリングシート）を含む。

（2）自動車用車いすリフト

（3）立位補助機（スタンディングマシーン）

（4）ベッド（傾斜角度又は高さが調整できる機能を有するものに限る。）

（5）座面昇降機能付車いす

（6）特殊浴槽（移動用リフトと一体化しているもの、移動用リフトが取り付け可能なも又は側面が開閉可能なものに限る。）

（7）ストレッチャー（入浴用に使用するものを含む。）

（8）シャワーキャリー

（9）昇降装置（人の移動に使用するものに限る。）

（10）その他腰痛予防の効果が特に高いと考えられるもの

※なお、前項に該当する機器であっても次の（1）から（13）に該当する場合は奨励金の対象となりません。

（1）事業主が私的目的のために購入した機器

（2）事業主以外の名義の機器

（3）現物出資された機器

（4）商品対価

（5）原材料

（6）取得するも解約あるいは第三者に譲渡した機器

（7）支払い事実が明確でない機器

（8）国外において導入される機器

（9）資本的及び経済的関連性がある事業主間の取引による機器

（10）配偶者間、1親等の親族間、法人とその代表者間若しくは代表者の配偶者間、代表者の1親等の親族間又は法人とその取締役間若しくは同一代表者の法人間の取引による機器

（11）管轄労働局が行う現地調査において、その存在が確認できない機器

（12）併給調整がなされる助成金等の支給に係る機器

（13）長期（1年以上）にわたり反復して更新することが見込まれない契約により貸借した機器

3 ②-①について、aの欄には、導入する介護福祉機器の商品名等、bの欄には、見積単価（10万未満のものについては対象とはなりません。）、dの欄には、計画期間に支払う予定の額（計画期間を超える分割払いのため、期間内に支払いが完了しない場合にあっては、計画期間内の最後の支払いをもって、支払いが完了したものとみなします。）、fの欄には、支払方法（一括又は分割（分割の場合は回数を記載して下さい））を記載して下さい。

4 ②-②について、aの欄には、導入する介護福祉機器の商品名等、bの欄には、賃借料（年額か月額かわかるように記載して下さい）、dの欄には、計画期間に支払う予定の賃借額（計画期間を超える賃借のため、期間内に支払いが完了しない場合にあっては、計画期間内の最後の支払いをもって、支払いが完了したものとみなします。当該欄には、何ヶ月分の支払いかわかるよう記載して下さい。）、fの欄には、賃借期間（長期（1年以上）にわたり反復して更新することが見込まれない場合は、対象とはなりません。）を記載して下さい。賃借料については、計画期間内において、実際に賃借した期間の賃借料（支払いが完了している分に限る）の1/2を助成します。

5 ②のイの欄は、購入予定額の合計と賃借予定額の合計を足した額を記載して下さい。

6 ③には、②の介護福祉機器の導入に付随する工事費について、費用の内訳や合計額を記載して下さい。

7 ④には、メンテナンスについて、保守契約を締結する場合は保守契約料（予定額）や契約先等を、また、保守契約を締結しない場合は、事業所内で行うメンテナンスの方法・内容を記載して下さい。

8 ⑤には、導入機器の使用の徹底を図るために研修について、スケジュール（例：〇月～〇月の間に実施）、研修名・内容・費用、実施団体名等を記載してください。

9 ⑥には、導入機器の使用方法等を職場内に伝達するためのシステムの構築（例えば、介護福祉機器の導入・運用に関する労使の意見交換会の場を設置等）について具体的に記載して下さい。

10 ⑦には、腰痛を予防するための講習の予定や講習の他に講じる取組内容等を記載して下さい。

11 支給申請時に、介護福祉機器の導入効果の報告書を提出していただきます。報告事項は、導入前後の腰痛の症状がある職員数及びそのうち医療機関を受診している者の数、導入前の身体的負担が大きいと感じている職員数、導入後の身体的負担が軽減した者の数等です。（詳細は「介護労働者設備等整備モデル奨励金介護福祉機器導入効果報告書（様式第8号）」を参照。）導入効果を把握するための方法については、アンケートやヒアリング等

当該事業所の実情に応じた方法で適宜行っていただくようお願いいたします。⑥に、導入効果を把握するための具体的な方法や内容、スケジュール及び留意点（個人のプライバシーや個人情報の保護等）等を記載して下さい。
なお、把握を行う対象は、①の(7)に記載いただいた介護関係業務に携わっている者全員になります。（介護福祉機器を使用する部署に所属する労働者のみではありません。）

提出年月日 平成 年 月 日

介護労働者設備等整備モデル奨励金介護福祉機器設置・整備申告書

申請事業主名称 _____

導入事業所名称 _____

介護福祉機器の設置・整備場所及び当該機器の使途については、以下のとおりです。

①導入機器・台数	②設置・整備場所	③導入機器の使途

1 この表に基づき、必要に応じて、導入機器の現地確認をさせていただきますので、導入事業所ごとに詳細に記入して下さい。

2 ③の使途については、導入機器を使用する業務内容について、次の観点から具体的に記載して下さい。

(1)どのような作業と要介護者(残存能力や障害の程度)の場合に、

(2)何人の介護労働者で、

(3)どの介護福祉機器をどのように使用するか。

介護労働者設備等整備モデル奨励金支給申請書

介護労働者設備等整備モデル奨励金の支給を受けたいので、以下のとおり申請します。

平成 年 月 日

労働局長 殿 事業主 住 所 〒
 又は 名 称
 代理人 氏 名

印

代理人が申請する場合は、上欄に代理人の記名押印等を、下欄に介護労働者設備等整備モデル奨励金の支給に係る申請事業主の住所、名称及び氏名の記入（押印不要）を、社会保険労務士法施行規則第16条第2項に規定する提出代行者又は同令第16条の3に規定する事務代理者たる社会保険労務士が申請する場合は、上欄に申請事業主の記名押印等を、下欄に社会保険労務士の記名押印等をして下さい。

事業主又は 住 所 〒
 社会保険労務士 名 称
 (提出代行者・事務代理者) 氏名

印

①申請事業者の主たる事業所の雇用保険適用事業所番号		— —					
②希望する振込金融機関 (フリガナ) 取引金融機関店舗名		銀行(信用金庫)		(本)支店			
(フリガナ) 口座名義		口座の種類		口座番号			
③導入・運用計画の期間		平成 年 月 日 から 平成 年 月 日 まで					
④認定年月		平成 年 月 日 ⑤認定番号					
⑥ 支 給 申 請 額 等	(1)介護労働者設備等整備モデル奨励金受給済額の合計					円	
	直近の支給決定日					平成 年 月 日	
	(2)介護労働者設備等整備モデル奨励金受給限度額(250万-(1)の額)					円	
	(3)今回の対象経費確定額(イ+ロ+ハ+二)					円	
	イ 介護福祉機器の購入又は賃借額 (様式第6号別紙1のとおり)					円	
	ロ 介護福祉機器の設備の導入に不隨する工事費の額 (様式第6号別紙2のとおり)					円	
ハ 保守契約の費用の額 (様式第6号別紙2のとおり)					円		
ニ 介護福祉機器の使用を徹底するための研修に要した費用の額 (様式第6号別紙3のとおり)					円		
(4)基準額((3)の額×1/2)(250万を超える時は250万と記入)					円		
(5)支給申請額((4)の額が(2)の額を超える時は(2)の額を記入)					円		
⑦ 使 用 状 況 に つ い て	導入機器を転用、譲渡、売却、解約又は改造したことがある					はい・いいえ	
	正当な理由なく、機器等の一部又は全部を設置していない又は設置するも恒常に使用していない					はい・いいえ	
	適正な使用や管理を怠ったことにより導入機器が使用不可能となっている					はい・いいえ	
導入機器が計画とは異なる事業所に導入されている					はい・いいえ		
⑧国・地方公共団体等からの補助金等受給の有無		有 () • 無					
⑨過去3年内に偽りその他不正の行為により、雇用保険法第4章の規定により支給される給付金の支給を受け、又は受けようとしたことの有無		有 • 無					
⑩導入・運用計画書の提出日の翌日から支給申請日までの雇用保険被保険者の事業主都合の離職の有無		有 • 無					
⑪申請書作成担当者		電話番号					
社会保険 労務士記 載欄	作成年月日	電話番号					
	提出代行・事務代理者の表示						
※ 処 理 欄	受理年月日	平成 年 月 日	支給決定年月日	平成 年 月 日			
	支給決定金額	円	支給決定番号	第			
	備考						
※ 決裁欄		局 長	部 長	課 長	課長補佐	係 長	担 当

(注):記載に当たっては、裏面の記入上の注意を必ずご覧下さい。なお、※欄は記入しないで下さい。

様式第7号（注意書き）

（提出上の注意）

- 1 この申請書は、導入・運用計画期間の末日の翌日から起算して1ヶ月以内に、申請者の主たる事業所（通常本社）の所在地を管轄する都道府県労働局職業安定部介護労働者設備等整備モデル奨励金担当係（以下、労働局担当係）あてに提出して下さい。なお、この申請書は労働局の管轄下にある公共職業安定所（ハローワーク）に提出できる場合がありますので、労働局にお問い合わせ下さい。また、提出期間を過ぎると支給申請することができなくなりますのでご注意下さい。
- 2 支給申請書には次の(1)～(12)の書類を添付して下さい。
 - (1)「介護労働者設備等整備モデル奨励金導入・運用計画（変更）認定通知書（様式第1号）」（写）
 - (2)「介護労働者設備等整備モデル奨励金介護福祉機器設置・整備申告書（様式第2号）」（写）
 - (3)「介護労働者設備等整備モデル奨励金介護福祉機器販売・賃借証明書（様式第9号）」
 - (4)導入・運用計画書等の提出時に「介護労働者雇用管理責任者」として選任された者に変更があった場合で、その変更となった者を書面により周知している場合は、その書面（写）
 - (5)導入した介護福祉機器の内容が明らかにされた次のイからハに掲げる書類
 - イ 売買契約書（写）又は賃借契約書（写）、保守契約を締結した場合は保守契約書（写）及び当該動産を確定するための資料
 - ロ 導入した事業所内で撮影した介護福祉機器の写真（1台ずつ全体像と製造番号が判別できるもの）
 - ハ 当該導入・運用計画に基づく導入の実施内容が確認できる書類
- (6)導入した介護福祉機器の使用を徹底するための研修及び腰痛予防の講習について、実施日、受講者数、研修（講習）内容が確認できる資料
- (7)導入に要した費用及び研修に要した費用の支払いを証明する書類（写）
- (8)導入効果を把握するために行った職員へのアンケート調査等の書類の一例（実際に記入した書類）
- (9)労働者の過半数を代表する者を証明する「労働者代表選任届」及び「委任状」（様式例参照）
- (10)基準期間中に申請事業主が雇用しなくなった雇用保険一般被保険者の氏名、離職年月日、離職理由等が明らかにされた労働者名簿等（写）（導入・運用計画書の提出時に提供したものと除く。）
- (11)事業実態を確認する次のイ及びロに掲げる書類
 - イ 総勘定元帳（写）（現金科目及び預金科目に限る。）
 - ロ 預金通帳（写）
- (12)その他管轄労働局長が必要と認める書類

3 支給・不支給の決定に係る審査の必要に応じ、上記2の種類の原本の提出又は提示をしていただくほか、介護福祉機器の現地確認をさせていただくことがあります。

（記入上の注意）

- 1 ②欄には、奨励金の振込みを希望する金融機関の口座（口座振込の可能な金融機関の種別については、労働局担当係にお問い合わせ下さい。）について記入して下さい。なお、当該口座は、申請者名義の口座であり法人の場合は当該企業名等を併せて登録している口座であることが必要です。（書ききれない場合は、別紙又は余白をご利用下さい。）
- 2 ③、④及び⑤欄には、導入・運用計画の期間及び認定日（変更申請をした場合も、当初の認定日。）、認定番号（変更申請をした場合も、当初の認定番号。）を記入して下さい。
- 3 過去に介護労働者設備等整備モデル奨励金を受給したことがある場合は、⑥欄(1)に受給済額の合計及び直近の支給決定日を記入して下さい。(2)の受給限度額には、本奨励金の支給限度額である250万円から(1)の受給済額を引いた額を記入して下さい。(3)の対象経費確定額には、イ～ニ欄の合計額を記入して下さい。(4)の基準額には、(3)の対象経費確定額に1/2を乗じた額を記載して下さい。(1円未満切り捨て)なお、1/2をかけた額が、250万を超える場合は、本奨励金の上限額である250万を記載して下さい。(5)の支給申請額には、(4)の基準額が(2)の受給限度額を超える場合は(2)の受給限度額を、受給限度額よりも少ない場合は、(4)の基準額を記入して下さい。
- 4 ⑦欄については、導入機器の使用状況について確認のうえ、はい又はいいえに○をつけて下さい。
- 5 支給申請日において国・地方公共団体、特別の法律に基づいて設立された法人等からの補助金、助成金等を受給している（予定を含む。）この助成金等の対象とならないことがあります。⑧欄には、受給の有無及び受給している（予定を含む。）補助金等のすべてについてその名称を記入して下さい。
- 6 ⑩欄には、導入・運用計画の提出日の翌日から支給申請日までの間に、申請者が事業主都合の雇用保険被保険者（短期雇用特例被保険者及び日雇労働被保険者を除く。）の離職を出したことの有無を記入して下さい。
- 7 ⑪欄には、この申請書の作成担当者を記入して下さい。労働局から記載内容について問い合わせることがありますので内容を了解している者として下さい。

（書類等の保管）

奨励金の支給を受けた事業主は、奨励金の申請に当たって提出した書類等について、当該奨励金等の最後の支給日の属する年度から起算して5年間整理保管することとされています。また、これらの書類等について都道府県労働局より提示、提出を求められたときは、速やかに提示又は提出下さい。この求めに応じていただけない場合、雇用保険法又は介護労働者の雇用管理の改善等に関する法律の規定に基づき罰せられることができます。

（奨励金の支給を受けるためには、以下のようないくつかの条件が定められています。この他の条件等の詳細については、労働局担当係にお問い合わせ下さい。）

- (1)導入・運用計画書の提出日の6ヶ月前の日から支給申請書の提出日までの間（以下「基準期間」という。）において、事業主が雇用する被保険者（短期雇用特例被保険者及び日雇労働被保険者を除く。）を解雇等事業主都合で離職させた事業主でないこと。
- (2)基準期間において、3人を超えてかつ、雇用保険被保険者数の6%に相当する数を超えた特定受給資格者となる離職を出した事業主でないこと。
- (3)奨励金の支給を行なう際に、導入事業所において成立する保険関係で、前々年度より前の年度に係る労働保険徴収法第19条第1項第1号の一般被保険料の滞納がないこと。
- (4)過去3年以内に偽りその他不正行為により、雇用保険法第4章の規定により支給される給付金の支給を受け、又は受けようとした事業主でないこと。
- (5)過去に、支給を受けた奨励金の累計額が、上限額（250万円）に到達した場合は、当該奨励金に係る管轄労働局長が行った最後の支給決定をした日の翌日から起算して3年を経過していること。ただし、奨励金の上限額に到

達するまでは、当該支給決定後の期間に関わらず、申請を行うことができる。
(6)労働関係法令を遵守していること。

様式第7号 別紙¹
介護労働者設備等整備モデル奨励金導入・運用計画対象経費内訳書【支給申請時】

平成 年 月 日

介護福祉機器を導入した事業所は以下になります。

申請事業主名称

① 導入に係る事業所	(1) 名称		(2) 事業内容					
	(3) 所在地 (〒)		(TEL)					
	(4) 雇用保険適用事業所番号							
	(5) 事業所の代表者の役職及び氏名							
	(6) 当該事業所の被保険者数		人		(7) 介護関係業務に携わっている者		人	
	(8) 当該事業所の利用者数		人					
	(9) 介護雇用管理責任者氏名				(10) 周知方法			
	(11) 選任した日				(12) 周知を開始した日			
	② 導入した介護福祉機器	(1) 介護福祉機器を購入した場合						
		a. 品目	b. 購入単価	c. 台数	d. 支払額	e. 支払先	f. 支払完了日	g. 導入日
(2) 介護福祉機器を貸借した場合								
a. 品目		b. 貸借料	c. 台数	d. 支払額／月分	e. 貸借先	f. 貸借期間及び支払完了日		
イ 支払額合計 円								

様式第7号 別紙2

	a. 工事費額及びその積算	b. 施工業者	c. 工事期間
③ 工事費			
	口 工事費額の合計	円	
④ 保守契約	a. 保守契約を締結した機器・台数	b. 契約料	c. 契約先
			d. 契約期間
	ハ 保守契約料合計	円	

様式第7号 別紙3

	a. 実施年月日	b. 研修名・内容	c. 費用及び積算	d. 研修の実施団体名
⑤ 使 用 の 徹 底 を 図 る た め の 研 修				
二、研修費				円

合計額(イ+ロ+ハ+ニ)

円